横浜市市民活動支援センター事業の検証に関する取扱要領 新旧対照表

明 仁	ひて安
現 行 (趣旨)	(趣旨)
<sup>(   </sup>	「
「事業要綱」という。)第8条の2に定める横浜市市	第1末   横浜川川氏店勤又振とフクー <del>事業安綱(</del> と)、   「事業要綱」という。)第8条 <mark>第2項</mark> に定める横浜市市
民活動支援センター事業の検証に関して必要な事項	「事業安納」という。万第8末 <mark>第2頃</mark> に足める領域同川    民活動支援センター事業の検証 <mark>を、横浜市市民協働条</mark>
を定めるものとする。	例(平成 24 年 6 月横浜市条例第 34 号。以下「条例」
を 足 が る も が こ す る。	という。)第17条に定める横浜市市民協働推進委員会
	(以下「委員会」という。)が行うに際し、必要な事項
	を定めるものとする。
(用語の定義)	(用語の定義)
第2条 この要領において「市民活動」とは、横浜市市	第2条 この要領において <mark>「市民公益活動」</mark> とは、 <mark>条</mark>
民活動推進条例(平成 12 年 3 月 27 日横浜市条例第	<b>例第2条第3項</b> に定めるところによるものとする。
26号、以下「条例」という。) 第2条に定めるところ	NATURAL OF THE PROPERTY OF THE
によるものとする。	
(所掌事務)	(所掌事務)
第3条 検証の対象は、事業要綱第6条に定める運営事	第3条 検証の対象は、事業要綱第6条に定める運営
業団体及び事業要綱第7条に定める自主事業団体(以	事業団体及び事業要綱第7条に定める自主事業団体
下「事業実施主体」という。)が行う事業要綱第4条	(以下「事業実施主体」という。) が行う事業要綱第
に掲げる事業の検証を <mark>行なう</mark> ものとする。	4条に掲げる事業の検証を <mark>行う</mark> ものとする。
	(検証)
第4条 事業の検証は、事業要綱第8条の3に定める、	第4条 事業の検証は、 <mark>委員会</mark> が、別に定める「横浜
横浜市市民活動推進委員会(以下「委員会」という。)	市市民活動支援センター評価基準」に基づき行うも
が、別に定める「横浜市市民活動支援センター評価基	のとする。
準」に基づき行うものとする。	2 変更なし
2 検証にあたっては、事業実施主体から提出される事	
業提案書及び事業報告書に基づき行うものとする。な	
お必要に応じて、事業実施主体からの説明及び事業実	
施主体に対するヒアリングを行うものとする。	
(検証結果)	変更なし
第5条 委員会は、検証結果等について、横浜市に対し	
報告を行うものとする。	
2 横浜市は、報告を受けた内容の概要について、事業	
実施主体に対し通知を行うとともに、市民に対する公	
表を行うものとする。	
3 横浜市は検証の結果を受け、必要に応じて改善に	
向けた協議を事業実施主体と行うものとする。	
(庶務)	変更なし
第6条 委員会の庶務は、市民局市民活動支援課におい	
て行うものとする。	
(その他)	変更なし
第7条 この要領、条例、事業要綱、条例施行規則、委	
員会運営要領に定めるもののほか、事業の検証に関し	
必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものと	
する。	

# 附則

この要領は、平成21年9月14日から施行する。

## <mark>附 則</mark>

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

## <mark>附 則</mark>

この要領は、平成21年9月14日から施行する。

## <mark>附 則</mark>

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

## <mark>附 則</mark>

この要領は、平成 25 年 11 月 25 日から施行する。